

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 須崎 進君

議事係長 島田 幸治君

主 事 甲賀 圭君

一 出席説明員は次のとおりである。

市 十六番長 井石川 彌八郎君

事務総長 役

浅見 重裕康君

収入 役 高水 求君

教育 十番長 林 研一君

企画財政部長

内田 和雄君

総務部長

市民部 十番長 田中 敬夫君

福祉部長

石川 和夫君

建設部長

森田 進君

教育 次長 古谷 正夫君

監査委員

佐藤 喜一郎君

委員 局長 事務局長

篠崎 寛君

昭和六十六年第二回福生市議会臨時会開会式 (要十二号)

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十六年第二回福生市議会臨時会議事日程

開議日時 十月十八日(火) 午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 陳情第六十三—九号

日程第四 議案第六十八号

環境破壊につながる高層マンション建設反対の陳情書(審査報告)
下の川改修その二工事請負契約

以上三名を指名いたします。

○議長(村尾栄次君) この際、報告事項がありますので、事務局員をして議長の報告をいたさせます。

○議長(村尾栄次君) 議案第六十八号

昭和六十六年第二回福生市議会臨時会の開催について(別添参照)

二、付議事件の告示について(別添参照)

三、議案の送付について(別添参照)

四、市議会議員の出席要求について(別添参照)

五、議事説明員の出席要求について(別添参照)

六、昭和六十六年八月分月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(村尾栄次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(村尾栄次君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については議会議事委員会において検討されており、議長から報告を願います。

午前十時 開會・開議

○議長（村尾栄次君）　ただいまから昭和六十三年第二回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長（村尾栄次君） 日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

會議録署名議員の指名は、會議規則第三百三十二條の規定により、議長において、

二番大森進君

三番野口秀世君

四番 浜中輝夫君

以上三名を指名いたします。

○議長（村尾栄次君）
この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（須崎議事事務局長報告）

一、昭和六十三年第二回福生市議会臨時会の招集について（別添参照）

二、付議事件の告示について（別添参照）

三、議案の送付について（別添参照）

四、市議会議事説明員の委任について（別添参照）

五、議事説明員の出席要求について（別添参照）

六、昭和六十三年八月分例月出納検査の結果について（別添参照）

○議長（村尾栄次君）以上で報告は終わりました。次は下は右を案件が、市議会と議案として市の川芳雄氏の二工事

○議長（村尾栄次君） 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 仲村清信君登壇）

○議会議事堂委員長（仲村清信君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る十月十二日に開催いたしました議事堂委員会の結果につきまして御報告いたします。

まず、日程でございますが、本日の臨時会に提案されております案件は、市長から議案として下の川改修その二工事請負契約と議会側から陳情書の審査報告の合わせて二件となっております。

次に日程の順序でございますが、先例に倣いまして、お手元に御配付の日程表の順に編成いたしました。

次に案件の取り扱いでございますが、陳情書の審査報告及び工事請負契約の締結でございますので、慎重審査の上、即決をお願いすることといたしました。したがって会期につきましては本日一日限りとすることに議会運営委員会としては決定いたしております。

以上でございますが、本日の臨時会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願いしまして報告といたします。

○議長（村尾栄次君）　以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、十月十八日、本日一日限りと決定をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

三番 複口（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾米次君） 御異議なしと認めます。よって、会期は一日限りと決定いたしました。

S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S

○議長（村尾栄次君） 日程第三陳情第六十三―九号環境破壊につながる高層マンション建設反対の陳情書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので、建設委員長から報告を願います。

この中で今日の会（建設委員長。在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） おはようございます。御指名をいただきましたので、陳情第六十三—九号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審查報告書) 別添參照

本陳情書は福生駅東口の特殊飲食街に計画されており、マンション建設を防止していただきたいという内容のものであります。先の九月定例会に付託され、十三日の建設委員会におきましては、委員より、こうしたマンション建設に当たって過去にも同趣旨の陳情が提出されたが、市との事前打ち合わせはどうなっているのか、周辺住民との関係はどうなのか、この場所は道路も狭いが、市の計画はあるのか、こうした問題は市民の問題と思うが、市として防止できるのか、あるいは話し合いの場を設定することができるとかの発言があり、これに対して、三棟計画のうちファミリー用二十戸分については現在都のチェックを受けている段階であり、市としても開発指導要綱に基づく事前審査願が提出されている。過去において六十一年にも同趣旨の陳情書が提出され、採択の上、議長名をもって施工者にその旨送付した例がある。建設予定地に面する道路も地元から整備申請が出されているものの、この道路は私道であり、公道としての市の計画はない。宅地等開発指導要綱は法的根拠によるものではないが、市では審査する上でできるだけ話し合いの場を設け、紛争が起きないように指導することになると思う。このような説明もあり、さらに委員より、地域住民の心情も理解できるので、市の要綱に従い、関係者に強く要請していただきたい、あるいは周辺の環境問題もあり、現地を視察したらどうか、まだ都のチェックを受けている段階であり、継続にしたらどうか等の意見があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく継続と決定した次第であります。

引き続き十月十二日の審査におきましては、冒頭に現地をつぶさに視察した後に、審査に入つたわけであります。委員より当該地は狹隘な私道であり、また住環境等地域住民の立場も理解できるものであり、採択すべきであるとの意見があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択することに決定した次第であります。

よろしく御審議賜り、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君）　以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十三—九号について採決いたします。

○本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第六十三—九号は委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第四議案第六十八号下の川改修その二工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第六十八号下の川改修その二工事請負契約につきまして提案理由の説明並びにその内容を御説明申し上げます。

内容を説明申し上げる前に、本件につきましてはいろいろと御心配をおかけいたしましたわけでございますけれども、おかげをもちまして本日議案が提出できたということでございます。なお、この間、議会側にあつては大変御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げる次第であります。また同時に、臨時会のお開きを頂戴しましてまことにありがとうございます。

それでは内容の説明を申し上げます。

本件は下の川改修その一工事と同じく、福生市公共下水道中央排水区の福生牛浜地区、熊川地区の一部、基地の一部、これを含めました面積四百六十九・三ヘクタールの雨水を排除しようとします幹線排水路で、全線が約二千七百メートルでございますが、そのうち改修を必要とする区間といたしましては、第五小学校の南端から上流に、都道五日市街道の第七小学校南端までの延長千五百四十メートルの区間でございます。

今回はその一部の区間の築造でございまして、下の川改修その二工事を施工しようとするものでございまして、その

予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の御同意を得るべく提案を申し上げたものでございます。

それでは、本工事の概要につきまして御説明を申し上げます。なお、別添でございます案内図を御参照いただきたいと思います。

○本工事は既に五月末をもちまして下の川改修その一工事として第五小学校南端から上流へ延長三百六十メートルの区間の排水路を築造いたしましたわけでございますが、今回はその二工事としましてさらにその上流へ二百五十九・四九一メートルの区間を施工しようとするものでございます。

なお、当初予算におきまして予定しておりました工事区間といたしましては二百八十六・五五五メートルでございましたが、御案内のとおり、二度にわたる入札が不調に終わりました。この不調の原因等につきまして設計上のチェック等を私どもでいたしましたわけでございますけれども、下の川の工事すべき場所というのは非常に厳しい条件下にございまして、設計どおりの工法というのは不可能であるというような点がございまして、前年度の施工をいたしました手法を参考といたしまして、防衛施設庁側に対して再考を促すべく何度か交渉を持った経緯がございました。協議を積み重ねました結果、一部について見直しが可能になりましたので、設計変更を行ひまして、三度目の入札を行ったわけでございます。

しかしながら、昭和六十三年度におきます国の予算というのは、それぞれの補助事業に対しまして既にその額が決定されております。言うなればそれぞれが充当されておりますので、補助決定を得た金額そのものの変更というのは不可能でございます。したがって、メートル当たりの単価のアップ分だけ工事施工区間が短くなるという結果になるわけでございます。そういうことよって本年度の工事を発注することにいたしました。今回の入札を行ったわけでございます。その結果、今回議案として提出しました工事区間は議案に添付してございますように当初予算の計画より約二十七メートル短くなりまして、二百五十九・四九一メートルとなったわけでございます。

なお、工事そのもの、全体につきましては年次計画で全工程を施工するものでございまして、こういった変更によつて今後の工事に影響が出て、全体工期が予定より長くなるということも危惧されますので、この件については今後に影響が出ないよう計画年次内で完了できるよう防衛と協議をしまして調整済みということに相なっております。

次に排水路の構造ですが、ボックスカルバートで内径が四千ミリメートルで、深さが二千九百ミリメートル、開削工法で将来この上に道路築造ができる構造というふうに施工をいたす予定でございます。

次に契約の關係につきましては本議案に記載のとおりでございます。契約の目的は下の川改修その二工事、それから契約の方法は入札を三回にわたって行ったわけでございますが、いずれも予定価格に達する落札者が出なかったため、その最低価格の入札業者と協議をして、次のような金額で合意に至ったということでございまして、地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりまして随意契約というようになった次第でございます。契約の金額につきましては二億千百四十八万八千円ということでございます。本件の入札の経過につきましては添付の資料のとおりでございますので、参考にしていただきたいと思います。

なお、業者の数でございますが、御案内のとおり二度にわたる入札において既に不調になっておりますので、設計変更して三回目の入札を行ったわけでございますが、当市の財務規則第八十条で九千万円の場合十社以上ということになっております。今回の場合、前二回にわたり入札をいたしました業者二十社に対して入札の機会を与えるのが公正だろうというような判断を指名委員会決定いたしましたして、今回特に二十社という数の多い業者による入札と相なったわけでございます。

次に工期でございますが、契約確定の日から昭和六十四年三月三十一日までとなっております。契約の相手方は東京都千代田区三番町二番地飛鳥建設株式会社代表取締役社長飛鳥章でございます。

以上誠に雑駁でございますけれども、よろしく慎重御審議賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番（上野重勝君） 何点かにわたって御質問を申し上げたいと思います。

まず第一点は、ただいまの説明の中にもありましたが、今回は三回にわたって入札を行ったが、結果的に落札することができなかった。したがって随意契約としたという説明でしたが、いままで余りこういうことは例がないと思います。が、どうして三回もやらなくてはならなかったのか。そしてまた落札することができなかったのか。設計が厳しかった

のか。あるいはまた業者側に問題があったのか。それからまたこれは防衛施設庁の補助事業でもございますので、他の市町村でもこういった例はあると思いますが、他の市町村においてこういうような例が現在起きているのか。起きていないのか御質問を申し上げます。

それから今回の契約に至るに当たっては、ただいま説明がありましたが、一部設計の変更をした、単価アップをしたというような説明がございました。ということはいままでも単価が低かったのかというふうに考えますけれども、この工事はさらに引き続いて来年度以降も行われるわけでありまして、来年度以降も単価アップがされるのか。また今回と同じような結果にならないかどうか。それらの見通しについても伺い申し上げます。

それから、これは市役所の建設部の方で直接設計したのではないと思えます。専門の業者に委託して設計をしたと思えますが、その専門業者の設計がまずかったのか。低かったのか。専門の業者にしてみると当然落札できるような価格で見積もりをしたと思いますが、その点はどうなっているのかを伺いたします。

それから工期の問題、ただいま今年度内というような説明がありましたが、この程度の工事になりますと従来の例から見まして、どうもこれからでは五カ月ですから、五カ月ではなかなか難しいのではないかとというような感じがするわけです。従来の例ですと大抵繰越明許というような手続きをとって翌年度以降に工事を行ったという経過があるわけですが、今回これが三月いっぱいまで工期が大丈夫かどうか。かなり付近に住家もあるし、学校もあるし、交通量もあるところですから、危険防止といったような点からも工期というのは十分配慮されるべきではないかと考えておりますので、その点について御回答をいただきたいと思えます。

それからこの工事にかかる際に、私も提言しておりますし、また一般質問でも申し上げたことがございますけれども、あそこは福生の市内では自然が残された貴重な場所でございます。したがってあそこはけの部分の自然環境を破壊しないように配慮していただきたいということを前に要望したことがあります。きのうも現場を見てまいりましたが、それほど破壊されているというふうには受け取れませんでした。今後これらについて十分配慮ができるのかどうか。それから道路ができた場合の自然への影響はどうか。

それから前にも提言しておりますが、将来あそこを市有地として買収し緑地保全を図ったかどうかということをお願いいたしますが、このことについても御回答をいただければ幸いです。

以上五点ぐらいいになりますか、御回答をいただきたいと思ひます。

○助役（浅見裕康君） 私の方から一点、あとは建設部の方から答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

他の市町村でこのような状況があったのかという御質問でございますが、仄聞するところによりますれば、何件かそれぞれ土木工事、建築工事、そういった点について出ているようです。同じような形で実質的には不調のままではなくて話し合いをいたしまして、そこで何とか契約ができたというような実情が何回か出ているようです。これについては設計上の厳しさということも当然大きい原因の一つですが、御案内のとおり現在の建設業界といったものの状況が請け負う工事がある程度選択できるといふような情勢下にあるといふようなことも原因となつてゐるのではないかという感じがもいたしております。

それから落札せずに三回やった、設計が厳しいのか、あるいは業者側の原因なのかということでございますが、先ほど申し上げたような業者側の原因が若干あるとすれば、今のような状況下にあるといふのは若干考えに入れざるを得ないという感じもございます。ただ、今回の私どもの下の川改修工事の關係につきましての設計につきましては、先ほど提案理由で説明しましたように、設計内容の手法というのがあるが、それでは実際に工事ができないという面がございました。したがって業者側で若干無理をしても工期内の完工を目指すために手法を変えろといふようなことがございましたり、あるいは残土処分との關係で、一定の設計基準の距離ですと座敷といふ形になりますので、距離が実質的に足りない、したがって、その分の設計側が厳しいといふような結果等もございまして、それらについて具体的に昭和六十二年の工事の実施の状況、こういうものを、私どもの担当者が現場に行つていますので具体的に取上げまして、施工方法を実質的なものに切り替へてもらひまして、何とか設計変更をお願いするといふ協議を防衛施設庁としまして、多少でございますが許容の範囲で設計変更ができた、こういうような経過がございます。したがって一口に申し上げれば設計が厳しかったと言わざるを得ない状況でございます。

それからもう一点、ことしはともかくそういう形で設計変更がされた。来年度以降どういふ形になるのか、これが心配であるといふような見通しについての御質問でございますが、一定の設計基準といふのは来年度の実行計画の防衛施設庁との協議におきましてヒアリングの時点で私どももう少し細かくその辺を防衛と話し合ひまして、ことしのようなことがないような形で設計協議をいたしたい。そういうつもりでございます。したがって、来年度以降ことしの実績は

一応の実績として、この問題については一定の区切りができた、決着がついたといふ見方ができると思ひます。こういうことを含めまして、来年度以降こういうような問題が起きない形で施設庁と十分協議をしまして対応をしていきたいと考えております。

その他の点については建設部の方から御答弁させますのでよろしくお願いをします。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきまして、助役の方から御答弁申し上げました残りのものについて申し上げます。

専門業者に当然のことながらこういった事業については設計を委託するわけでございますけれども、その委託が適正であつたかどうか、委託した範囲において設計が適正であつたかどうかということがございまして。業者への委託の範囲でございすけれども、こういった設計等については、測量の關係、それから図面の作成、それから水量計算、構造計算、こういったものについては業者の方へ委託をするわけですが、業者の方からそういった資料をもらつた上で実際の設計金額の積み上げ、こういったことについては私どもの方で内部的に積み上げて設計金額を出すということでございます。

したがひまして、防衛施設庁との折衝等については当然のことながら、市の職員が防衛と協議をして設計金額を決めていくという形でございます。工法その他については先ほど助役の方から御答弁申し上げましたように、六十二年の実績等を参考にいたしまして、六十三年度については施行方法と申しますかそういったものは六十二年当初設計と若干変へまして設計をしたという経過がございますので、その範囲では適正な数字で積算がされたと考えております。金額の出し方でございますけれども、これは東京都の設計基準がございまして、それに基づきます単価、そういったものを積み上げた上で設計金額を出していくという方法を取っております。

それからもう一点、もう既に十月の半ばを過ぎまして、工期内に工事が終わるのかという御質問でございますが、六カ月を若干下回つておりますが、年度内にこの工事が完成するよう業者を督励をいたしまして、何とか完成したいと考えております。ただ、こういった気象状況等もございまして、工期的には若干厳しい面がございまして、繰り越しという問題も考えられないわけではございませんが、これらについては二月ないし三月の工事の進捗状況を見ながら必要があれば議会の方に御相談なり、あるいは予算等を御提案したいと考えております。

それから緑地の保全の問題でございますが、この問題については再三この工事に関連いたしましたして御指摘をいただいておりますが、昨年度はこのはけの保全については緑の調査を実施いたしましたして、その中でこの緑については市民にとっても貴重な財産であるし、できるだけ保全することが必要であるというような形の調査結果も出ておりますので、それに沿った形で今後道路整備あるいはそれに関連します公共整備と併せましてこの緑地については保全をしていきたい、こんなふうに考えております。（「緑地を今後市が買収するかどうか」と呼ぶ者あり）……できるだけそういう方向も含めて考えていきたいと思っております。

○十七番（上野重勝君） 大体わかりました。

第一点の設計金額の問題ですけれども、ほかの市町村でもこういう例があるということはどうも設計そのものに若干無理があったのではないかというふうに私は判断をしておるわけです。今建設部長の話の中で都の単価基準を使っているという話がありましたが、防衛の単価基準と都の単価基準はどちらを使っているのか。こちらでは防衛の単価という話だったが、いま建設部長の話では都の単価ということでした。この回答を聞いた上でこれについて質問します。

○建設部長（森田 進君） 建設事業の中で幾つか設計をするうえでの基準があるわけですが、東京都の建設局が出しております設計単価、それを準用して設計金額を出しているわけでございます。防衛施設庁の工事についてはすべてその単価基準を使いまして設計をしているというようなことでございます。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午前十時三十五分 休憩

午前十時三十七分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○十七番（上野重勝君） そうすると建設部長の説明で、都の単価ということなんですが、都の単価を使っているということになるとすべての工事について大体それを使っているということですね。そうすると、この工事だけが落札しなかったというのも疑問を持ちます。ほかにも道路等のいろいろな工事があるわけですが、それらは順調に落札していると思います。同じ単価を使ってどうしてこれだけ落札できなかったのかという疑問があるわけです。これについて一遍

お聞きしたいと思います。

それから設計は業者に委託しておりますが、今の話ですと基礎資料だけを得るための設計委託というお話なんです。私はいま一歩突き進んで、設計金額についても業者の方が参考としたものを出すんじゃないかなと思っただんですが、そういうことはありませんか。それを確認をします。

○それから緑地保全につきましては、ただいまの御答弁でよろしいと思っておりますが、できるだけあの場所は現状のまま保存しておくように工事に当たって特に業者側に要望していただきたいと思っております。

それから工期の問題ですが、できそうななければその時になってまた協議するということなんですが、近隣の市町村の例にも見られるように、無理して年度内に終わらせようとするとどこかに具合の悪い点が出てきたりしますので、ことに難しい工事でもありますし、大変な工事ですから、これをあまり三月三十一日にこだわったために他の方にしっばが出たということがないように、繰越明許という方法もあるわけですからできるだけ安全な方法を取って工事を施工していただきたいと思っております。

今の一点だけ。

○助役（浅見裕康君） ほかに不調になった工事があるのかということですが、当市の場合実際には今のところございません。しかしながら、同じような設計単価を使いながら何でこの工事だけが不調になるのかというのはごもったもな質問だと思いますが、私が考えて不調になる最大の原因というのは、先ほども申し上げましたように、一定の年次計画で施工しておる関係でございます。したがってこれがずっと続いていくという問題も一つあるのではないかと感じもしております。先ほど申し上げましたように施工するについては厳しい条件のところでございます。現実には通常のボリュームの水が流れておるわけでございますから。こういうことを一定の措置をしながら工事をするわけでございます。こういうことを実際の設計の手法としてこれだけで施行することにはなかなか無理があるようにございます。したがって、これをすべて見てもらうということになりますと、相当設計単価も上がってくる——施行のメートル単価——そういうものにもつながってくるわけでございます。それらが国庫補助事業でございますから、最小の経費で最大の効果を上げるというのが基本理念で、どうしても従来から設計協議のときに相当厳しい条件というのが出てきているわけです。ただ今申し上げましたような状況下はこれを施工することになりますと、設計基準に基づいた工法で施工する

ということが実際には不可能な面がいろいろな点で出てくるわけでございまして、請け負ったからには最大の努力をして施工するというのが業者サイドの責任において建前になるわけでございまして、その辺の比較についてなんとか実態面をもう少し重視してもらって、そういうような工法で設計が組めるような、そんな要望というか期待を持ちながら金額がなかなか積み上がらない。当然そういうような、どうしても必要な工法を業者サイドの見積もりに入れて札を入れていきますので、私どもの考えております予定価格との差がどうしても詰まらないというような結果になっていると思います。その辺のところは最大の原因であるのではないかと考えております。

したがって、先ほどちょっと触れましたように、来年度以降の申請に基づきます工事に関します防衛施設庁との協議につきましては、実行計画の中の提出時点でヒアリングがございまして、そこで十分加味した中でシビアに防衛施設庁と協議をして、私どもの設計額、予算額こういうものを決定していきたいと考えております。

そういうような事情で、この工事だけは予定価格に達せず不調に終わったと、そんなようなことでございます。

○十七番（上野重勝君） 答弁がすっきりしないようでございますけれども、大体話の筋はわかりますので、この辺で終わりにいたしますが、去年あそこを担当した業者の五洋建設ですが、本来ですとあの会社が続けてやるのが妥当だというふうに私は考えております。それがやらなかったということは、かなり前回の工事が苦しかったのではないかと、いろいろな判断もしているわけです。しかも今回、三回もやってなお落札しなかった。どこか設計に無理があるのではないのかという感じを私は持っているわけです。もちろん安ければそれに越したことはないんですが、安ければいいというものではないかもしれませんから、正当な価格で正当な入札を行って立派な工事をしていただきたいというのが私の要望ですので、ぜひとも来年度以降については都の単価との関係もあるでしょうが、防衛との交渉については粘り強くやっていただきまして、来年は一遍でパツと入札できるように御努力をいただきたいと要望を申し上げて終わります。

○十三番（遠藤洋一君） 幾つか質問します。

最初に、昨年の本会議でこのことが出てきてまして、そのときにも相当議論になったわけですよ。その時この工事を非常に急ぐんだということが至上のことのように話されてきたわけです。そのときの一番大きな理由は何かといいますと、雨期が来るんだということでした。日本の気候のなかで雨期があるというようなことはおかしいじゃないかといまもそう思っているんです。ことしを見ますと日本もいよいよ雨期の国かなと思っっているんですけれども、そのときにも指摘が

あったと思いますけれども、実はその工事そのものについてはものすごく急いだのではないかというのがあつたんです。それがそのまま今回の問題では出てきているんじゃないかと思っっているんです。

当初この計画をつくったときに、難工事であることの予想は充分にされたと思うんです。いろいろの説明を受けているわけでしょう。非常に難しい工事であるから、ボックスカルバート方式を使うんだというような説明ですよ。

そうしますと、ここで一つ質問があるのは、実際の契約の金額というのは二億一千四十八万八千円ですよ。第三回目入札で一番低価格で入っているところが、契約同意をしていただきたというふうになっている。飛鳥建設が二億三千万ですよ、こちらの希望額との間に二千八百五十一万二千円近い差があるわけですよ。

今回なおかつ全体の単価の問題からいけば、延長——工事の全体の長さを縮めたわけですよ。それで帳尻があつたはずだけれど、実はまだ合わない。これで短くしましたよね。さっきの説明の中では、この短くなった分に関しては今後防衛との相談の中で詰めていって最終的には間に合うようにするんだということでした。そうだと思います。であれば、今出てきた差がありますよね。約八%近い。実際に市の方が発注をした額とそれから契約をしたと言っている業者との差があるわけです。このペースでいきますと、総額どのくらいの差が出ますか。出るような感じですか。実際に工期が終わるまでの、つまり七小の所まで行くまでの工事の総額予算というのはざっと出ているはずですよ。そこいまして出てきた差についてはどこかで埋まりますか。とすれば、実際のこの工事が全部終わるまでの額はどのくらいかと考えてみて、今のペースで行けばどのくらい実際にはそれをオーバーするようになるかということについてはどういふふうに考えているかということ、それが一つ。

それからもう一つは、さっきも上野さんの方からも工期の問題から行けば非常に厳しいのではないかとということで繰越明許もあり得るというふうな形だったわけですが、昨年の一期工事の方の工事の進捗と言いますか、年度内に終わったと思いますが、その結果をちょっとお知らせ願いたいんです。

五洋建設に関してはいろいろな話も聞いていまして、結局のところ契約した額よりもはるかに工事費がかかったという噂もあれば、その分を泣いたという噂もあれば、いろいろ聞いているわけですよ。そんな中で工事が相当無理に行われていった。僕は基本的な考え方からすれば、この工事そのものは無理な工事なので下の川の改修については別の方法で、ふたをかけて道路をつくるなどという方法でない方法をすべきであるという主張をしてきたわけですが、実

際に一期工事との辺で終わっているかというのを伺いたいと思います。

それから契約についてどうしてもまだ納得できないところがあるんですけど、三回目の契約——一回、二回、三回と入札したわけでしょう。さっきの説明だと基本的な設計についての金額が出ているはずで、もう一遍ちょっと伺いたいのは、助役の説明の中では最初の理由はこうだったんですよ。いろいろ迷惑をかけていることについては議会側に言っていることがあるんですが、今回三回目でだめだった大きな理由の一つは、建設業界があたかも良くないということをおっしゃるわけですね。つまり選択できるんだと。工事がたくさんあるけれども、お役所の仕事などは選ばれてもやるかわかりませんよ。向こうの方は選択しているんですよ。というような説明なんですよ。そこだけの理由でいいのかということがあるわけですよ。見解として伺いたいのは、今回の契約がなかなか入札に至らなかった最大の理由をどこに置くかということをもうちょっと伺いたいんですね。それは基本なんです。なぜここで結局のところ千八百万からの差が出ざるを得なかったのかというところで、何が甘かったのかというところを本当に設計が甘いのか。設計が甘いとすればもとのこういう工事をやるための設計基準があるわけですから、そこが甘かったのか。つまりこのケースだと今回の問題に対してどこが責任を取るかが分らないんです。結局のところ、設計が悪い、業者が悪い、などと言っているんですけども、一体どこに最大の問題があったかということ、市当局はどういうふうを考えているかということ、ちゃんと伺っておきたいんです。そうでないと納得しがたいところがあるんですよ。大きくはそういう質問。小さくは全体の経費がどのくらい変わってくるのかということ、一期工事はつつがなくいったのかということをお伺いします。

○助役（浅見 裕康君） 最後の御質問でございます。確かに私も両方に原因があつて、その辺があまり鮮明でない、御指摘のとおりでございます。

最大の理由と申しますと、どうしても私どもが判断したところでございますけれども、工事の設計上の区分がございます。これは直接工事とか付帯工事とか、それにかかわります一般管理費、現場管理費といった大きな区分になりますけれども、その下の方の一般管理費と現場管理費、これは諸経費というような形で経費率という呼び方をしておりますけれども、この辺の見方が防衛施設庁においては相当厳しいという考え方を私ども持っております。ただこれは防衛施設庁で持っております当該工事それぞれにかかわります諸経費の見方というのが一定のものを持っております、それ

によって補助金も決まってくるということになります。当然工事費全体もそれで決まってくる。その辺のパーセンテージの見方が建設省から発注されますものに比べて厳しいと。こんなことが言えると思います。したがって、不調になった最大の原因というものを突き詰めれば、抜本的にはかのとことと言いましようか、建設省にも下水道の補助事業がございますから、こういったものの比較においてそれに近づけるような考えを施設庁自体に持っていたかどうかが必要ではないかと思ひます。その点についての交渉は来年度の実行計画のヒアリングの際にその辺は十分詰めておきたいというふうに考えております。最大の原因は何かという御指摘をいただいた答弁としては、ただいま申しましたことが最大の原因ではなからうかと、こんな感じがしております。

○建設部長（森田 進君） 二点ほど御質問いただいていると思ひますが、まず、第一点につきましては、この下の川工事、ただいま設計変更を六十三年度において若干行つたわけでございますが、この設計変更の単価をもって積み上げた場合、どの程度の事業費になるのかということですが、今回設計変更で積み上げたパーセンテージにしますと、大体七％を若干超える数字が今回の設計変更の金額でございます。それでいきますと、設計変更前の数字で約二十一億四千万円程度、これは下水と道路を含めた事業費の合計でございますが、それに七％程度上乗せがされるという形になりますと、約二十二億八千万円くらいの数字になるかと思ひます。それがいま考えられる下の川の改修に当たつての道路を含めた事業費の合計になるかと思ひます。

それから六十二年で第一期工事を行つたわけでございますが、この工事の内容につきましては、工期内で設計どおり仕事は終わっている、そんなふうに判断しております。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。どちらにしましても、今度は最大の理由というところが、やはり防衛庁の補助金のつけ方にあるんだ、ということだというふうに思ふんですね。

そうしますと、必ずしも業者の責任ばかりではないだろうと思ひますけれども、その手のことを続ける限りは、こういうようなことはどんどん起こってくるのではないかと思ひますので、質問じゃないんですけれども、意見だけ述べておきたいと思ひます。

それからもう一つはいま七％ですね。今回の設計変更で変わった額は。そうしますともう一遍確かめたいんですが、この七％は今後防衛庁とのヒアリングその他の中で飲み込まれていくというふうに考えているわけですね。そこはもう

一遍ちゃんと答弁をいただきたいと思います。結局のところ最後に行ったら何センチか足りないなんていうことはあり得るかなんて思ったりしていますけれども、その辺についての話し合いはどういうふうに行っているかというのを伺っておきたいんですけれども、いま助役の方からは次の予算の時には実行計画に基づいてヒアリングでいろいろと協議をしたいということですが、そういうような話が前提になった上で今回の見直しになったというふうに考えていいのかなのか。そのままこの次の時は同じ額でいきますよということになると、また短く契約せざるを得なくなっていくという形にどんなになっていくわけですよ。そのところの話をきちんとした上で今回の変更になったのか、でもなおかつこれだけの差額が出てきたということには疑問はまだあるわけですから、そのところについての協議はどのようなことでこの変更になったかということをお願いします。

○助役（浅見裕康君） ただいまの点につきましては、御質問にありましたとおり今後残されました工期を含めましてそういう見直しを今後はすると、できるという前提のもとに今回の設計変更をさせていただきました。したがって、今回設計変更した部分については、当然これが一つの基準になって設計が変わるということとははっきり言えます。

先ほど御質問でお答えしましたように、いわゆる経費率の問題、これについては施設庁自体ですべて裁量ができるということではございません。補助事業でございますので、大蔵とか、そういうところとの協議が必要になります。これは今後協議をしていただいて、来年度の事業についてはそういうものを含めて施設庁の考え方をまとめていただいて私どもに提示がありますので、それによって実行計画もつくられるのであらうと、こんな想定を持っております。これについてはまだはっきりそう直しますというふうに、何%にしますという協議は先ほど申し上げましたように大蔵との協議がこれから必要でございますので、今の時点で施設庁でこうするということ返事はいただけませんけれども、来年度の発注の時期までというよりも、予算の時期までにある程度の線を私どもの方に示してくれると、こういうような話をしております。これはいつになるかということとははっきり申し上げられませんが、今後当然影響するわけでございますから、私どもも補助事業がそんなことで施行できないというようなことでは非常に困りますから、その辺を十分防衛施設庁に認識を持っていた上でにおいて検討していただくと、こういう申し入れをして、現在実際に施設庁の方でその問題について関係のところと協議をしているはずでございます。したがって、六十四年度についてはそういうふうな取り組みができるのではないかと、こういうふうな考え方を持っております。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。中身についても理解をいたしましたけれども、この下の川の改修については当初の計画のときから当時の無所属クラブ——今は革新クラブと一部変わっていますけれども——私としては緑の保全の問題やこうした道路をつくるということも含めて、工事について、改修の仕方については賛成をしておりますし、なおかつこういった、いつのまにか二十二億という巨大工事が出てくるような形ではとても市はやっていけないだろうというところから反対をしています。今回もとてもこれは同意できないということだけ述べておきます。

○議長（村尾栄次君） 十一時十分まで休憩いたします。  
午前十時 五十九分 休憩

午前十一時 十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○十一番（松山 清君） 何点かちょっとお聞きしたいと思います。

一つは確かに余り前例のないことになっているわけですが、それでその二十社の入札まで来る間に、二回入札をされたわけですが、相当価格のへだだりがあったんだと思いますが、そのたびごとに一応三回入札してもへだたりがあるということで、随契という話し合いを当然したんだと思います。それで不調に終わって、また第二回目の入札ということと三回目もだめで随契ということになったと思います。その時点において一番低価格の業者と話をした上で、その次の業者ともお話ししたということであると思えますけれども、その業者はいずれにしてもこの二十社の中にあるわけですよ。単純に考えれば、一回いやだよと言って逃げた業者が若干の設計変更ということで、二十社の中に入ってきているそういう形というのは私は余り好ましくないのではないかなというふうに思います。これは構わないというふうに考えてこういうふうになっているのか、その辺の考えについてはどうでしょうか。全二回で最低価格を入れた業者が入っていると思いますが、そういう業者を三回目で指名するというところについての考え方、その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

それから先ほど来いろいろ質問で出ているわけなので、基本的には共通の単価表を使って積算するわけなので、似たような金額が当然出てくるわけですね。それからこの業者の資本金が小さいところの一億円から、大きいところは二